

次世代半導体のアカデミアにおける研究開発等に関する検討会の運営について

令和5年12月25日
研究開発局環境エネルギー課

次世代半導体のアカデミアにおける研究開発等に関する検討会（以下「本会議」という。）の運営については、以下の通り定める。

（会議の公開）

第1条 本会議は原則として公開とする。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第2条 本会議の会議資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事要旨の公開）

第3条 本会議の議事は、議事要旨をホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

以上